

<新旧対照表>りそなCMS利用規定

項目	現 行	改 定 後	改定内容
<p>1. サービスの内容</p>	<p>1. (サービスの内容)</p> <p>(1). 「りそなCMS」(以下「本サービス」という)の申込みに際しては、当社所定の「りそなCMS利用申込書兼手数料口座振替依頼書(統括会社用)」「りそなCMS登録依頼書1(統括会社用)」「りそなCMS登録依頼書2(統括会社用)」および「りそなCMS利用申込書兼登録依頼書(グループ会社用)」等(以下「所定書類」という)によりその対象口座等を届け出るものとします。</p> <p>(2). 本サービスは、統括会社申込人及びグループ会社申込人(以下「契約者」という)が、所定書類で指定した利用口座に対し、別途契約を締結する「資金集中・配分サービス」の移動結果等に基づき、資金移動情報等の「りそなCMS業務マニュアル」に記載の所定情報を提供するサービスをいいます。</p> <p>(3). 本サービスは、別途、パソコンサービス(資金管理サービス)を申し込むことで、総合振込、給与振込の支払代行サービスの提供が可能です。支払代行サービスを利用する場合には、都度、契約者(統括会社)が当社所有のシステムに通信回線接続のうえ、契約者(統括会社)ご本人が占有管理するパソコンより支払依頼を行うものとします。また、送信時限については、以下(4)に定める時間とします。支払代行サービスを利用する上で、本利用規定の他、「パソコンサービス・コンピュータ伝送サービス利用規定」に従います。支払代行とは、統括会社が、グループ会社の支払を立替、支払先への振込処理を行うことによって、グループ全体の支払事務を集中する機能です。詳細は、「りそなCMS業務マニュアル」を参照願います。</p> <p>(4). 本サービスは、当社が定めた時間内でのみ利用できます。ただし、当社はこの取扱時間を契約者に通知することなく変更することがあります。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>1. (サービスの内容)</p> <p>(1). 「りそなCMS」(以下「本サービス」という)の申込みに際しては、当社所定の「りそなCMS利用申込書兼手数料口座振替依頼書(統括会社用)」「りそなCMS登録依頼書1(統括会社用)」「りそなCMS登録依頼書2(統括会社用)」および「りそなCMS利用申込書兼登録依頼書(グループ会社用)」等(以下「所定書類」という)によりその対象口座等を届け出るものとします。</p> <p>(2). 本サービスは、統括会社申込人及びグループ会社申込人(以下「契約者」という)が、所定書類で指定した利用口座に対し、別途契約を締結する「資金集中・配分サービス」の移動結果等に基づき、資金移動情報等の「りそなCMS業務マニュアル」に記載の所定情報を提供するサービスをいいます。</p> <p>(3). 本サービスは、別途、パソコンサービス(資金管理サービス)を申し込むことで、総合振込、給与振込の支払代行サービスの提供が可能です。支払代行サービスを利用する場合には、都度、契約者(統括会社)が当社所有のシステムに通信回線接続のうえ、契約者(統括会社)ご本人が占有管理するパソコンより支払依頼を行うものとします。また、送信時限については、以下(4)に定める時間とします。支払代行サービスを利用する上で、本利用規定の他、「りそなパソコンサービス・りそなパソコンサービス(AnserDATAPORT方式)・りそなコンピュータ伝送サービス・りそなコンピュータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)利用規定」に従います。支払代行とは、統括会社が、グループ会社の支払を立替、支払先への振込処理を行うことによって、グループ全体の支払事務を集中する機能です。詳細は、「りそなCMS業務マニュアル」を参照願います。</p> <p>(4). 本サービスは、当社が定めた時間内でのみ利用できます。ただし、当社はこの取扱時間を契約者に通知することなく変更することがあります。</p> <p>(5). <b>本サービスの利用における資金振替実施後に発生した出金取引について、預金当座貸越が実行された場合の貸越利息はお客さま負担となります。</b></p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>パソコンサービスの商品改定に合わせ、商品名に変更</p> <p>項番(5)を追加</p>